答　申　情　第　２　７　号
平成２５年２月１３日

京　都　市　長　　様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　市　川　　正　人
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市情報公開条例第１７条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

平成２４年８月３日付け伏醍地第２号をもって諮問のありました下記のことについて，別紙のとおり答申します。

記

醍醐庁舎内で行われた会議に係る公文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第４６号）

（別紙）

１　審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

２　異議申立ての経過

⑴　異議申立人は，平成２４年６月１４日に，実施機関に対して，京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第１項の規定により，「平成２１年１２月１４日，醍醐総合庁舎で行われた，当時の区長，福祉事務所長，特定民生委員出席会議を受けての庁舎内で行われた会議についての結論等がわかるもの」について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

⑵　実施機関は，本件請求に対し，不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）をし，平成２４年６月２７日付けで，異議申立人に通知した。

⑶　異議申立人は，平成２４年７月３日に，本件処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定により，本件処分を取り消して，改めて文書特定を求める異議申立てをした。

３　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，本件処分を取り消し，対象文書を改めて特定するよう求めるというものである。

４　実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　本件請求に係る会議について

平成２１年の秋頃，異議申立人は醍醐支所に来所し，民生委員の委嘱方法について質問をした。その際，異議申立人から，担当区長を交えて話をしたいという要望があったため，平成２１年１２月１４日に，異議申立人及びその関係者数名並びに担当区長，福祉部長，総務課長及び福祉介護課長が同席し，面談を行った。

⑵　本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は，平成２１年１２月１４日に，異議申立人及びその関係者数名並びに担当区長，福祉部長，総務課長及び福祉介護課長の間で面談を行った際，その内容等を記載した文書であると考えられる。

⑶　本件処分について

異議申立人は，「平成２１年１２月１４日の会議中，庁舎の職員が筆記し記録していたので，何らかの記録が残っていると確信しており，この会議について何らかの協議がなされていると確信している」という主張を行っている。

確かに，平成２１年１２月１４日の面談の際に，福祉介護課長はメモをとっていた。

しかしながら，面談終了後，改めて摘録を作成して面談出席者やその他の庁内関係者に対し供覧等を行う必要はないと判断したため，本件請求に係る文書は作成していない。当該職員が記録していたメモは，あくまでも当該職員の備忘録であり，条例第２条第２号に規定されている公文書の定義「実施機関の職員等が職務上作成し，又は取得した文書であって，当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているもの」には該当するものではない。

なお，本件請求を受けて，改めて当該会議においてメモをとっていた職員に確認を行ったが，その後，メモは処分したとのことであった。

⑷　なお，仮に，請求書の記載を，上記面談の後に醍醐支所の庁内で異議申立人等を交えずに協議が行われたはずであると異議申立人が主張し，当該協議（会議）の結論が分かるものを請求していると解したとしても，上記面談の後，そのような庁内協議（会議）は開催されておらず，異議申立てに係る公文書は一切作成されていない。

５　異議申立人の主張

異議申立書，意見書及び口頭意見陳述によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりである。

⑴　平成２１年４月２４日，特定民生委員の素行が民生委員にふさわしくないと，醍醐総合庁舎に訴えた。

⑵　平成２１年４月２９日以後４回にわたり訴えに同行した個人（Ａ氏）宅に，特定民生委員以外の人（Ｂ氏）から脅迫電話がかかり，更に，平成２１年６月２日，特定民生委員がＢ氏を同行し，Ａ氏宅に押し掛けるなどした。

⑶　福祉事務所長は，「出席者の名前は誰にも言っていません。ただし，特定民生委員に調査を行った際，説明の中で出席者を特定できる表現を使ったかもしれず，それで発覚し

たものなら謝罪いたします。」と説明し，４人の名前を特定民生委員に伝えたことを認めた。

⑷　平成２１年１２月１４日，これまでの経緯をうけて，醍醐総合庁舎３階にて，特定民生委員，Ｂ氏，異議申立人，Ａ氏，学区会長，担当区長及び福祉部長が出席し，話合いが行われた。

この場で，Ｂ氏が和解案を出したが異議申立人，Ａ氏は応じず，物別れに終わった。特定民生委員はとぼけていた。学区会長は和解できないと分かると途中退席した。行政は，今回の騒動の原因を作ったにもかかわらず，第三者を装っていた。

⑸　平成２１年１２月１４日の会議中，庁舎の職員が筆記し記録していたので，何らかの記録が残っていると確信しており，この会議について対応策を検討するため，何らかの協議がなされていると確信している。

6　審査会の判断

当審査会は,実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し,次のとおり判断する。

⑴　本件請求の対象となる公文書について

本件請求は，「平成２１年１２月１４日，醍醐総合庁舎内で行われた，当時の区長，福祉事務所長，特定民生委員出席会議を受けての庁舎内で行われた会議についての結論等がわかるもの。」であり，当該「平成２１年１２月１４日の醍醐総合庁舎で行われた会議」には異議申立人も出席している。当審査会が異議申立人に確認したところ，当該会議を受けて，実施機関において何らかの会議が行われているはずであるとの考えから，その会議の結論が分かる公文書を請求しているものである。

⑵　本件処分について

ア　平成２１年１２月１４日の会議の経緯について，実施機関に説明を求めたところ，次のとおりである。

民生委員に対する指導が必要な事項ではないと判断していたが，異議申立人らは，福祉部長に対し，特定民生委員の行動に係る苦情を度々申し入れていた。実施機関としては，異議申立人が担当区長に一度話を聞いて欲しいとのことであったため，平成２１年１２月１４日に関係者同席の上で会議を行ったものである。しかし，行政として措置できる内容ではないため，今後改めて協議を行う必要はないと判断したものである。よって，異議申立人が主張する「平成２１年１２月１４日の会議を受けての会議」は開いていない。

イ　異議申立人の説明によれば，平成２１年１２月１４日の会議は学区会長も出席した

が，「話がきっちりつかないと和解にはならない。」と伝えると退席し，物別れに終わったとのことである。

ウ　上記ア及びイの説明から判断すると，実施機関は住民間の話合いの場として平成２１年１２月１４日に会議を開催したが，物別れに終わったというものであり，当審査会としては，実施機関がそれ以上対応することができないと判断し，改めて庁舎内での会議を行わなかったという説明について，特に事実に反する不合理なものであると認めることはできなかった。したがって，平成２１年１２月１４日の会議を受けての会議が行われていない以上，本件請求に係る公文書を作成していないという実施機関の主張は不合理なものではないと認められる。

エ　なお，異議申立人らの要望が措置できないことが明らかであるという実施機関の判断の是非について議論はあり得ると考えるが，その点は本件請求に係る公文書が作成されていないことを理由とする本件処分に対する当審査会の結論を左右するものではない。

⑶　以上により，「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

１　審議の経過

平成２４年　８月　３日　諮問（諮問情第４６号）
　　９月　３日　実施機関からの理由説明書の提出
　　１０月１２日　異議申立人からの意見書の提出
　　１１月１４日　実施機関の職員の理由説明（平成２４年度第７回会議）
　　１２月１２日　審議異議申立人の口頭意見陳述（平成２４年度第８回会議）
平成２５年　１月　９日　審議（平成２４年度第９回会議）
　　２月１３日　審議（平成２４年度第１０回会議）

２　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第１部会（部会長　市川　正人）